

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 藤の園

# 目次

◆ 事業目的 経営の原則	1
◆ 基本方針	
1 事業方針	2
2 事業目標	
① 法人経営	3
② 福祉サービスの提供	3
③ 労働環境の整備	3
◆ 運営方針	
1 法人本部	4
2 月形藤の園	4
3 羊丘藤保育園	5
4 花川聖マリア	5
◆ 地域貢献等事業	6
◆ 資金収支計画	7
◆ 職員配置計画	8
◆ 組織図	9
◆ 理事会	10
◆ 評議員会	10
◆ 監事監査	10
◆ 各種委員会	10
◆ 役員名簿	11
◆ 各委員会委員・顧問	12
◆ 事業所所在地	13

## 事業目的

社会福祉法人藤の園は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した生活を、地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 養護老人ホームの経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 老人居宅介護等事業の経営

(定款 第1条)

## 経営の原則

社会福祉法人藤の園は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(定款 第3条)

## 基本方針

### 【事業方針】

社会福祉法人藤の園は、「カトリック殉教者聖ゲオルギオのフランシスコ修道会」シスターの社会活動を淵源としている。令和2年度は法人設立から50周年の区切りの年を迎えたが、コロナ感染症の影響を大きく受けた。これらの経験を活かし、これまで法人が基本的価値としてきた「個人の尊厳の保持」を希求し、次の時代の基本理念として実践を永続する。

高齢者福祉では平成27年度の報酬改定で入所要件の要件強化がされた。そして、令和3年度介護報酬改定はプラス改定となり、小規模特養の特例が維持される。そのことから第8期介護保険事業計画（今期改定中）のあいだに、社会福祉法人藤の園の新たな50年を構想し、国民や時代から必要とされる法人となる取り組みが求められる。

さらに高齢者福祉領域では介護保険事業計画の議論がされるごとに、「地域包括ケアシステム」が検討されている。これは施策の方向として、入所による介護サービス利用から可能な限り居宅でのサービス利用へとシフトチェンジすることと符合する。

これらの潮流の中で、月形藤の園と花川聖マリアはこれまで以上に地域における役割の達成が期待される。そしてそのことの達成は、月形藤の園と花川聖マリアが真に必要なとされる社会福祉施設となるためには必須のこととなる。

加えて月形藤の園は、立地条件等から人材確保が困難な状況となっている。これまで、修学資金制度、高校生採用養成校修学など実施してきたが、さらに検討し、可能な事項から実施する。

児童福祉においては、人口の偏在により顕著となった待機児童対策として、保育サービス提供の規制緩和や、子ども・子育て支援制度が実施されている。さらに、「量的拡大」と「質の向上」という方向が示された。その中で人材不足対策として、「保育士等の処遇改善」が打たれている。これまで羊丘藤保育園は学校法人藤学園との良好な関係から、人材確保は好循環のなかにあったが、近時は人材確保について課題となっている。人材確保のため修学資金制度の活用や養成機関との連携などにより、人材確保にかかる対応を継続し、「選ばれる保育園」となる取り組みを継続する。

わが国の高年齢化はこれまで人類が経験したことの無いスピードで進展し、2007年（平成19年）には「超高齢社会」が出現している。その背景にある社会変動の一つとして、既婚女性の家庭外就労が顕著となった。結果、家庭機能の外部化が進み、家庭介護力と子女の養育機能が低下した。これらのことから介護や保育にかかる問題は、恒常的なものとしてますます大きな国家的課題となる。

少子高齢化はこれまでの社会保障制度の根幹を大きく揺さぶり、「全世代型社会保障改革の方針」が令和2年12月15日、閣議決定された。誕生から50年が経過した社会福祉法人藤の園も、新しい時代に対応し社会資源として不可欠な存在となるためのリフォーメーションが不可避である。そのため、「藤の園未来委員会（仮称）」を組織し、検討を進める。

## 【事業目標】

### ① 法人経営

社会福祉法人には法令改正により、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」等が求められ、評議員会と理事会にはそれぞれ議決と執行という機能が付与された。さらに社会的存在として、社会貢献が求められることとなった。しかし、社会貢献は制度改正前も実施されていたことであったので、このことが組み込まれた背景として、社会福祉法人からの情報発信が弱いと評価されたものと解釈できる。

社会福祉法人藤の園は社会的存在として、新しい時代に社会から必要とされる存在となるため、質の高い対人支援実践を希求し、その取り組みを社会に発信することから実現することを不断の努力から保持する。

社会福祉法人藤の園には三事業所が所在する。事業の範囲は高齢者福祉から児童福祉まで、広範囲に及んでいる。事業内容の相違と物理的距離は、同一法人に所属する事業所として一体感を醸成しながら経営するための課題を生じさせる。各事業所はそのことを念頭に、それぞれが差異を乗り越えて一体感を高めることを意識した業務運営に努める。各事業所は利用者中心のサービス提供を、利用者の「尊厳」を第一義とするため、利用者の個別理解に基づくサービス提供に徹する。そのために、法人理念である「愛の実践」を基本的価値とする。

### ② 福祉サービスの提供

社会福祉法人藤の園の事業は広範囲にわたるが、それは対人サービス業として集約できる。このことからサービス提供する法人職員は、経営資源そのものである。このような観点から、職員の資質が提供するサービスの質に直結する。サービス利用に利用者負担が発生するため、担当職員の専門性や職員のローテーション勤務からの影響を受け提供サービスの水準が変動することなく、平準化されることが求められる。そのためには職員個々がそれぞれにスキルアップの事項を明確にし、感染症予防対策が講じられている研修参加を検討し、知識と業務実践スキルを獲得する。職員各自がセルフマネジメント力の向上を意識し、各自が自律的に涵養に努める環境を整備する。

### ③ 資質向上の援助

経営資源である職員の資質向上には、各職員の自覚と取り組みは不可欠である。さらに事業所としても、感染症対策が講じられている研修への参加を検討するほか、職員各自の資格取得支援など取り組む。

介護福祉士、社会福祉士、保育士など、専門職には法令上および倫理綱領で資質向上の責務が制定されている。自らの意思と力で、指示・命令に依ることなく自律的に行動することが求められる。

そのためには、職員個々の資質向上にかかる意識覚醒が不可欠である。端緒として感染拡大防止対策を講じ、他施設と連携のうえ派遣研修を検討し他事業所の運営実態や課題解決の方途について知る機会を得ることに努める。

そのほか、業務の可視化および省力化について取り組むことは、具体的方法として有効であるので推進する。

## 運営方針

### 【法人本部】

社会福祉法人藤の園の事業所は三市町に所在するため、同一法人の事業所として一体的に連携し経営するためには、法人本部の果たすべき役割は大きい。その成果を得るためには、法人本部職員が意識して業務遂行にあたる。これらのことを具体的な取り組みとして、法人本部職員が羊丘藤保育園および花川聖マリアとの打ち合わせを行い、日常業務を相互に協力し実施する。

新年度当初の辞令交付は、可能な限り本部で行うことを検討し、可能な範囲で実施する。その中で、カトリックの教えに基づいた法人理念について研修し、法人理念の継承を確かなものとする。

社会福祉法人藤の園の社会貢献の一環として、「社会福祉法人藤の園 修学資金」制度を創設し継続している。これまでの給付実績を踏まえ、本制度の適切な運用に努め、社会福祉法人に期待されている社会貢献を果たす。このほか、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」を果たすため、各事業所は関係機関と連携し、可能な事項に取り組む。

### 【月形藤の園】

令和3年度介護報酬改定では、小規模特養である月形藤の園が該当する特例が維持される。また一方、質の高い介護サービスを評価する仕組みとして加算報酬がある。適正に加算算定し、提供する介護サービスを介護保険制度で評価していただき、介護の質の向上を達成する。これには各職員の「適正利潤」にかかる意識を強化することが必要である。この着眼点は、業務遂行における冗費節減の意識醸成と合わせ、社会福祉事業として良質な介護サービスを提供することを永続することに通じる。

また養護老人ホームへの入所措置は、措置費の一般財源化以降、各自治体の措置控えが続いている。その影響から養護部利用者の定数割れが、常態化していた。月形町はじめ自治体に働きかけ、満床が達成された。しかし、養護部経営を安定的に維持するために、法人としての検討俎上にあげる。そのうえで、実施可能な事項から取り組み、社会福祉事業としての養護老人ホームの社会的使命を果たすことができよう努める。

職員の知識・技術のスキルアップのため、感染症対応に叶う方法により研修参加などを実施する。

また、資格のない介護職員の資格取得支援として、感染症対策を講じて園内において国家試験受験予定者を対象に、介護福祉士国家試験対策講座を実施する。

人材の安定的確保のため、高校生を採用し養成校通学を平成29年度から実施している。2名の職員が学生として通学するので、安定した就学が可能となるようサポートする。関連して、高校生の採用試験に多く応募いただくため、実績のある高校のほか高校卒業後に介護現場へ直接就職をしている高校など、情報収集のうえ訪問し受験へと繋げる。

さらに花川聖マリアと連携として、職員の交流を実施する。花川聖マリアの石狩市への行事協力では、月形藤の園からも協力体制で臨み地域貢献活動の拡大を図る。

### 【羊丘藤保育園】

羊丘藤保育園はカトリックの教えである「愛の精神」に基づいて、子どもの人格を尊重した保育を実践してきた。それは家庭との連携を第一義として、保護者の気持ちに寄り添うことを基本としている。このことは羊丘藤保育園が保育理念としている、子どもの最善の利益を守り心身ともに成長することに係属する。この実践の成果として、行事などに際して保護者から協力・参加として得られている。

子ども一人ひとりの個別な状態を理解し、それぞれの状況に適切に対応できるよう、職員個々がそれぞれ研修テーマを設定した「研修計画」を立案し実施する。

感染拡大防止対策を徹底したうえで、保育実習生の受け入れを検討し実施する。実習生指導を通じて職員のスキルアップはもとより、人材育成から人材確保へと繋げる。

隣接する札幌市立羊丘中学校との交流や高等学校の体験学習も、感染症対策実施のうえ実施の可否について検討する。

「子ども・子育て支援制度」は、保育の「量」の拡充や「質」の向上の両面から子どもの成長を社会全体で支えることを構想している。羊丘藤保育園がこれまで取り組んできた障がい児保育、延長保育、一時保護を継続し、「量」という視点でさらに上積みする。そのうえで新しい視点に立った保育実践で「質」を向上させ、「選ばれる保育園」としての立場を確固たるものとする。

### 【花川聖マリア】

これまで介護報酬改定では、「地域包括ケアシステム」が検討されてきた。結果として、特別養護老人ホームの入所要件が強化されている。これは我が国が先例のない速度で、超高齢社会となったことと密接に関係している。この動向は今後も継続し顕著となる。従って、在宅での要介護高齢者をどのようにサポートするのかが、大きな課題となる。

社会福祉法人藤の園において、訪問介護事業所は花川聖マリアのみであるので、今後の動向のなかで花川聖マリアが果たすべき役割は、大きいものがある。花川聖マリアのあるべき方向として、地域のサービス利用者をどのように拡大するのか、居宅生活から次のステージへとどのように構想するのか、このことの支援とどう関わるのかが課題となる。

花川聖マリア職員が訪問介護事業所として提供するケアサービスに誇りを持ち、より多くのサービス提供を指向し、結果、介護事業者として事業を永続させることは、花川聖マリアの基本となる。そのためには、利用者宅でのサービス提供であるため、利用者の「尊厳保持」は必須であり、支援者の価値観の押しつけは許容されない。このため職員の接遇は、相当の専門性が求められる。

提供するケアサービスの水準を高めるには、職員が個々に目標を明確にし、各自が設定した課題に取り組み、それぞれのスキルアップは不可欠である。そのため、感染症対策を実施し、可能な限り研修参加を検討する。

さらに、地域社会の一資源として石狩市をはじめ各機関と連携し活動する。これは社会貢献にも通じ、社会貢献をとおして事業所としての将来を検討する材料とする。

## 地域貢献等事業

社会福祉法改正により、定款が変更された。定款にある法人設立の目的ならびに経営の原則から、地域社会への貢献がより一層求められる。

社会福祉法人藤の園は、公器としての求められる役割を認識し、ご利用者・ご家族へのサービス提供のほか、社会資源の一部として主体的に取り組み可能な事項を実施する。

事 項	内 容	事 業 所
修学資金制度	規程に基づく修学資金の給付	本部
社会福祉法人減免	一定要件の利用者について利用料の減免	月形藤の園
保育士実習	保育士養成課程の保育実習の受け入れ	羊丘藤保育園
社会福祉士実習	社会福祉士養成課程の介護実習受け入れ	月形藤の園
介護福祉士実習	介護福祉士養成課程の介護実習受け入れ	月形藤の園
サマーキャンプ	福祉・介護人材養成	月形藤の園
地域行事支援	地域行事への車両運行協力	月形藤の園
	地域行事への参加協力	花川聖マリア
社会・福祉教育	異年齢生徒の受け入れ	羊丘藤保育園
	総合学習生徒の受け入れ	月形藤の園



## 資金収支計画

(単位：円)

区 分		R1 (実績)	R2 (補正)	R3 (予算)	
事業活動による収支	収入内訳	法人本部	2,164,222	1,210,000	960,000
		養護部	105,166,334	105,022,000	103,938,000
		特養部	129,175,145	128,007,000	123,788,000
		ユニット	139,916,999	149,864,000	135,019,000
		羊丘藤保育園	138,365,475	140,110,000	143,746,000
		花川聖マリア	28,487,130	40,500,000	36,000,000
	事業活動収入計		543,275,305	564,713,000	543,451,000
	支出内訳	人件費	377,596,364	395,228,000	373,633,000
		事業費	85,988,390	87,808,000	82,330,000
		事務費	63,407,122	63,276,000	60,675,000
		その他	5,101,393	4,999,000	4,924,000
	事業活動支出計		532,093,269	551,311,000	521,562,000
	事業活動資金収支差額		11,182,036	13,402,000	21,889,000
	施設整備収支差額		▲ 16,357,380	▲ 14,404,000	▲ 13,828,000
その他活動収支差額		7,666,655	1,002,000	▲ 8,061,000	
当期資金収支差額		2,491,311	0	0	
当期末支払資金残高		140,275,840	142,767,151	142,767,151	
積立金残高		148,871,574	149,506,574	149,901,574	

## 職員配置計画

《月形藤の園》		人員	常勤換算		
施設長	常勤	1	1.0		
総務課長	常勤	1	1.0		
支援課長	常勤	1	1.0		
スピリチュアルケア	臨時	1	0.6		
養護	相談員	常勤	2	2.0	主任 1
	サービス提供責任者	常勤	1	1.0	副主任 1
	支援員	常勤	6	6.0	主任 1、副主任 1
		臨時	3	2.1	
その他	臨時	1	1.0	(清掃・雑務他)	
特養	相談員	常勤	2	2.0	
	支援専門員	常勤	1	1.0	ユニット兼務
	介護員	常勤	10	9.5	主任 1 (ユニット兼務)
臨時		5	3.6		
ユニット	介護員	常勤	11	10.5	主任 1、副主任 2
		臨時	2	0.8	
医務	看護師	常勤	3	3.0	主任 1
		臨時	1	1.5	
	その他	臨時	1	0.5	(補助・雑務他)
給食	栄養士	常勤	2	2.0	主任 1
総務	事務員	常勤	3	3.0	主任 1
		臨時	1	0.4	
	業務員	常勤	2	2.0	
	宿直員	臨時	1	0.3	業務委託0.7

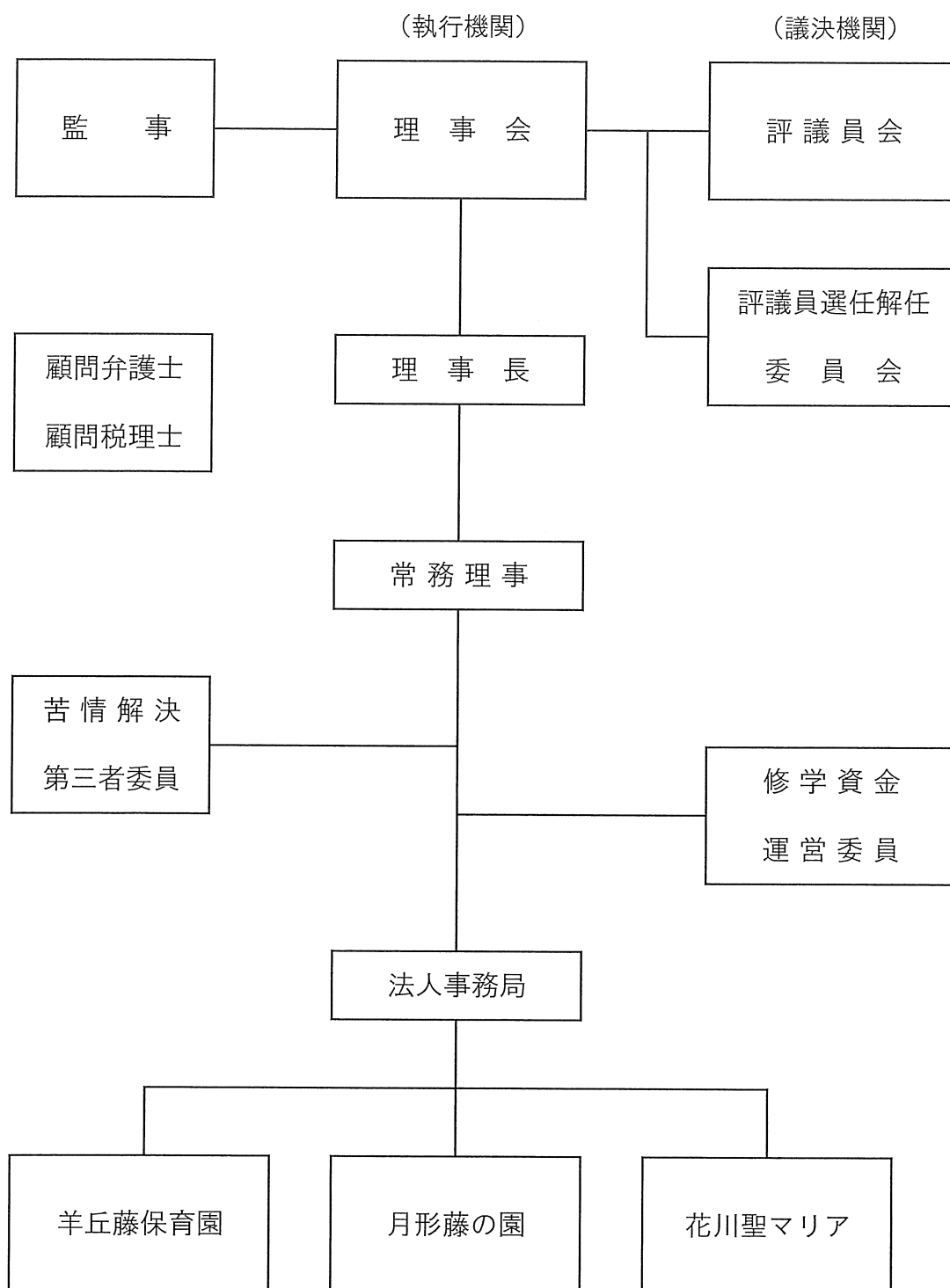
《羊丘藤保育園》		人員	常勤換算	
園長	常勤	1	1.0	
保育士	常勤	15	15.0	主任 1
	臨時	7	4.0	(うち補助員0.8)
看護師	常勤	1	1.0	
管理栄養士	常勤	2	2.0	
事務員	常勤	1	1.0	主任 1
	臨時	1	1.0	
調理員	臨時	1	0.6	

《花川聖マリア》		人員	常勤換算	
所長	常勤	1	1.0	
サービス提供責任者	常勤	1	1.0	
看護師	臨時	4	1.5	
介護員	臨時	18	8.6	

《法人本部》		人員	常勤換算	
事務局長	常勤	0	0.0	

・人員は運営規程に記載する4月1日現在の在籍職員数

# 組織図



## 理事会

理事会の開催については、次のとおり開催するほか、必要に応じて随時開催いたします。

	開催予定日	開催場所	主な審議事項
第1回	令和3年 6月3日	月形藤の園	令和2年度事業報告に関する事 令和2年度決算報告に関する事
第2回	令和3年 6月18日	月形藤の園	理事長互選
第3回	令和3年 10月15日	月形藤の園	令和3年度事業の執行状況に関する事
第4回	令和4年 3月18日	月形藤の園	令和4年度事業計画に関する事 令和4年度予算に関する事

## 評議員会

評議員会の開催については、次のとおり開催するほか、必要に応じて

	開催予定日	開催場所	主な審議事項
第1回	令和3年 6月18日	月形藤の園	令和2年度事業報告・決算承認 役員選任

## 監事監査

監事は、法人の財務内容、各施設の運営状況および会計執行状況について監査します。

	監査予定日	月形藤の園	羊丘保育園	花川聖マリア
第1回	令和3年5月21日	午前10時より合同監査		
第2回	令和3年8月20日	午前10時から	午後2時から	午前10時から
第3回	令和3年11月19日	午前10時から	午後2時から	午前10時から
第4回	令和4年2月18日	午前10時より合同監査		

## 第三者委員会

苦情等の対応に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情及びサービス要望対応第三者委員会を開催いたします。

	開催予定日	開催場所	内容
第1回	令和3年4月16日	月形藤の園	施設見学及びサービス検討会議
第2回	令和3年10月1日	月形藤の園	同上

## 小委員会

## 法人会議

## 修学資金運営会議

## 評議員選任・解任委員会

を必要に応じて適宜開催いたします。

## 役員名簿

(委嘱期間：令和元年6月14日～令和2年度決算に係る定時評議員会終結時まで)

役職名	氏名	職業・役職等	就任年月日
理事長	阿部 アイ子	社会福祉法人 藤の園 役員	H29.6.16
常務理事	森脇 宏	月形藤の園 園長	H26.6.1
理事	土谷 享	社会福祉法人 藤の園 役員	H14.12.22
理事	橋本 伸也	藤女子大学 名誉教授	H19.4.1
理事	佐藤 秀雄	宗教法人カトリック札幌司教区 法人事務局 次長	H24.12.22
理事	渡辺 寿子	羊丘藤保育園 園長	H26.6.1
理事	渡邊 清子	宗教法人 役員	H26.12.22

(委嘱期間：令和元年6月14日～令和2年度決算に係る定時評議員会終結時まで)

役職名	氏名	職業・役職等	就任年月日
監事	棟 達也	税理士	H27.3.20
監事	渡邊 俊井	地域住民	R2.9.15

(委嘱期間：平成29年4月1日～令和2年度決算に係る定時評議員会終結の時まで)

役職名	氏名	職業・役職等	就任年月日
評議員	ゴールドベック・ エリザベト・マリア	宗教法人 役員	H24.12.22
評議員	須田 晟雄	弁護士	H26.12.22
評議員	田中 和男	社会福祉法人扶桑苑 理事長	H26.12.22
評議員	初山 清仁	社会福祉法人岩見沢清丘園 評議員	H26.12.22
評議員	大林 啓二	元 公益社団法人石狩シルバー 人材センター常務理事	H28.12.22
評議員	三浦 信一	司法書士	H28.12.22
評議員	三戸部 隆	社会福祉法人雪の聖母園 常務理事	H29.11.13
評議員	堀 広一	月形町議会議員	R1.12.26

### 第三者委員

(委嘱期間：令和2年12月12日～令和4年12月11日)

氏名	職業	選出理由	就任日
西野 智佳子		地域代表	H19.4.1
神部 健史	特別養護老人ホーム 四恩園 施設長	学識者	H25.1.21
亀 勇一	社会福祉法人北翔会札幌乳 児院児童家庭支援センター	学識者	H27.1.21

### 修学資金運営委員

(委嘱期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

氏名	職業	選出理由	就任日
初山 清仁	社会福祉法人岩見沢清丘園 評議員	学識者	H28.4.1
渡邊 俊井	地域住民	学識者	R2.11.13

### 評議員選任解任委員

(委嘱期間：平成28年12月17日～令和3年度決算に係る定時評議員会終結の時まで)

氏名	職業	選出理由	就任日
清水 浩明	社会福祉法人富門華会 理事・施設長	外部委員	H28.12.22
渡邊 俊井	地域住民	学識者	R2.11.13

・他に法人事務局員1名を委員とし、合計3名で構成されます

### 顧問契約

川守田 大介	弁護士	〒060-0042 札幌市中央区大通西9丁目3-33 川守田大介法律事務所 Tel：011-200-0270
長内 香	税理士	〒069-0824 江別市東野幌本町7番地1 長内香税理士事務所 Tel：011-385-3910

## 事業所所在地

### 1 社会福祉法人 藤の園 法人事務局

〒061-0526                      Tel : 0126-53-2214                      Fax : 0126-53-2923  
樺戸郡月形町字当別原野417番地9                      E-mail tsukigata@fujinosono.jp

---

### 2 月形藤の園 養護部 (昭和45年10月7日開園)

〒061-0526                      Tel : 0126-53-2214                      Fax : 0126-53-2923  
樺戸郡月形町字当別原野417番地9                      E-mail tsukigata@fujinosono.jp

---

### 3 月形藤の園 特養部 (従来型多床室) (平成4年4月1日開園)

〒061-0526                      Tel : 0126-53-2214                      Fax : 0126-53-2923  
樺戸郡月形町字当別原野417番地9                      E-mail tsukigata@fujinosono.jp

---

### 4 月形藤の園 特養部 (ユニット型) (平成24年5月1日開園)

〒061-0526                      Tel : 0126-53-2214                      Fax : 0126-53-2923  
樺戸郡月形町字当別原野417番地9                      E-mail tsukigata@fujinosono.jp

---

### 5 訪問介護事業所 月形藤の園 (平成18年7月21日開始)

〒061-0526                      Tel : 0126-53-2214                      Fax : 0126-53-2923  
樺戸郡月形町字当別原野417番地9                      E-mail tsukigata@fujinosono.jp

---

### 6 訪問介護事業所 花川聖マリア (平成22年6月1日開始)

〒061-3203                      Tel : 0133-76-6614                      Fax : 0133-76-6613  
石狩市花川南3条4丁目275-2                      E-mail hanakawa.sei-maria@snow.ocn.ne.jp  
(プリアールハイツ1階)

---

### 7 羊丘藤保育園 (昭和50年3月1日開園)

〒062-0041                      Tel : 011-851-1238                      Fax : 011-851-1262  
札幌市豊平区福住1条3丁目9番30号                      E-mail fuji-ho1@seagreen.ocn.ne.jp